平成２７年（フ）第５０１１号
大阪市平野区加美北１丁目４番30号　山本住宅122号
債務者　北川　昭夫
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐賀　寛厚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２２号
大阪府泉佐野市湊２丁目６番２―304号
債務者　永田　芳輝
1　決定年月日時　平成28年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠山　　宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第７２号
大阪府和泉市仏並町1326番地の１
債務者　西本　規之
1　決定年月日時　平成28年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇都宮一志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第９５号
大阪府和泉市黒鳥町１丁目９番63号
債務者　坂本　克己
1　決定年月日時　平成28年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
高知県安芸郡奈半利町甲2990番地17
債務者　垂水　正二
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　　嶺
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年５月16日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第６５号
沖縄県那覇市首里大名町３丁目17番地６　アパートメントリース大名３－Ｂ
債務者　宮城　一展
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２４号
山形県東置賜郡高畠町大字露藤2517番地
債務者　高橋日佐子
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第２０５号
埼玉県久喜市久喜中央１丁目９番３－305号
債務者　新井　京子（旧姓城武）
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２１１号
埼玉県桶川市鴨川１丁目９番27号　はなぶさハイツＡ－102号
債務者　佐藤千代美
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２２６号
さいたま市南区大字大谷口1272番地20
債務者　佐藤　秀夫
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１２６号
千葉県市原市西広６丁目13番地26　アーバン６－101
債務者　笹木　一也
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１９０号
千葉県船橋市夏見６丁目20番６号
債務者　濱　　和男
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１９１号
千葉県船橋市夏見６丁目20番６号
債務者　濱　　芳子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２０２号
千葉県市川市欠真間２丁目８番17―201号
債務者　近間　憲介
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２２９号
千葉市美浜区高洲２丁目１番１棟1003号
債務者　臼井　啓晃
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５９号
千葉県市原市五井西３丁目11番地５　エクレール五井西Ｂ101
債務者　山崎　涼太
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７９号
千葉市花見川区幕張本郷４丁目９番８号　プリムローズ101号
債務者　鈴木　　武
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９９号
千葉市若葉区桜木２丁目24番７棟205号
債務者　浅沼　梨花
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係